

介護予防短期入所生活介護重要事項説明書

(2024年 8月 1日現在)

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 03-3617-8734 (午前9時～午後5時30分)

担当 はなみずきホーム生活相談課

はなみずきホーム 介護課

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2 はなみずきホームの概要

(1) 提供できるサービスの種類

介護保険指定番号	介護予防短期入所生活介護(東京都1370701987号)
施設の名称	墨田区特別養護老人ホームはなみずきホーム
所在地	東京都墨田区八広三丁目22番14号

(2) 当施設の職員体制

管理者 常勤1名、生活相談員 常勤1名、医師 非常勤2名、看護師 常勤3名

管理栄養士 常勤1名、介護職員 常勤17名、非常勤9名、

機能訓練指導員 常勤1名、事務員3名

(3) 当施設の設備の概要

定員 特別養護老人ホーム52名、短期入所生活介護4名

居室 個室4室(16.7㎡)、2人部屋6室(28.8㎡)、4人部屋10室

(44.9㎡)、浴室(一般浴槽1槽、リフト浴槽2槽、特殊浴槽2槽)、機能

訓練コーナー1室、医務室1室、各階食堂、各種相談コーナー、屋上庭園等

3 サービス内容

食事 食事は、栄養ならびに利用者の身体状況や嗜好を考慮して適時適温にお出しします。午前午後にお茶の時間もあります。

入浴 利用者の身体機能の状態に合わせて、一般浴、リフト浴、機械浴の3種類の中から適した入浴方法で、週2回お入りいただけます。

介護 利用者の心身の状況に応じて、また個人のプライバシーを尊重し介護をさせていただき、自宅での介護方法を参考にいたします。

機能訓練 必要な方に対して、利用期間中に専門スタッフによる機能訓練が受けられます。また家族への介護方法についての相談にも応じます。

健康管理 利用中は、家族に代わり、看護師が必要な処置や薬の管理を行います。

レクリエーション 希望のクラブ活動や、行事に参加できます。

4 利用料金

利用者負担割合は、1割負担の方と、一定以上の所得のある65歳以上の方については2割又は3割となります。

(1) 基本料金

1日あたりの利用料金		1日あたりの自己負担金 (1割負担の場合)
要支援1	5,006円	501円
要支援2	6,227円	623円

(2) 加算

	1日あたりの利用料金	1日あたりの自己負担金 (1割負担の場合)
機能訓練体制加算	133 円	14 円
個別機能訓練加算	621 円	63 円
送迎加算	片道1回 2,042 円	片道1回 205 円
若年性認知症利用者受入加算	1,332 円	134 円
認知症行動・心理症緊急対応加算	7日限度 1日あたり 2,220 円	222 円
療養食加算	1日3回限度 1回につき 88 円	1回あたり 9 円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	244 円	25 円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	199 円	20 円
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	66 円	7 円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	基本料金に上記該当加算を足した金額×14.0%	
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	基本料金に上記該当加算を足した金額×13.6%	
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	基本料金に上記該当加算を足した金額×11.3%	
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	基本料金に上記該当加算を足した金額×9.0%	
介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	基本料金に上記該当加算を足した金額×4.7～12.4%	

(3) その他

① 食事料金

食 費	朝 食	昼 食	夕 食	1日合計
	400円	680円	620円	1,700円

・ 但し、介護保険負担限度額認定証の提示により

第1段階	1日300円を上限とする
第2段階	1日600円を上限とする
第3段階①	1日1,000円を上限とする
第3段階②	1日1,300円を上限とする

※ 入退所日は、食費が分割計算となります。合計金額が介護保険負担限度額認定証の上限を超える場合には補助が適用されます。

② 滞在費

	1日につき
第1段階	0円
第2段階	430円
第3段階	430円
第4段階	915円

③ その他レクリエーション参加費などの実費を頂く場合があります。

(4) キャンセル料

入所前に利用者の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

① 入所日の前日午前9時30分までに連絡いただいた場合	無料
② 入所日の前日午前9時30分までに連絡がなかった場合	1,700円

※ キャンセル料は、予定していた日程の初日の食事代金となります。

(5) 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。

- ・利用者が中途退所を希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

(6) 支払い方法

当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月20日までに利用者又は家族に通知しますので、翌月末日までに口座振替、振込、現金でお支払いください。

お支払いいただきますと、領収書を発行します。

*実際の料金計算については、「1ヶ月に利用した介護給付費単位×11.1円」で計算するため、若干の誤差が生じてきます。あらかじめご了承ください。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

まずは、電話でお申し込みください。利用期間決定後、契約を締結いたします。

なお、利用の予約は利用予定月の2ヶ月前からできます。

*介護予防サービス支援計画の作成を依頼している場合には、事前に介護支援専門員と相談ください。

(2) サービス利用契約の終了

① 利用者の都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に介護予防短期入所生活介護を利用中でなければ、文書での申し出によりいつでも解約できます。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し予約は無効となります。

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ 利用者が亡くなった場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けている利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）又は要介護度 1 以上と認定された場合

③ その他

利用者がサービス利用料金の支払いを 3 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、20 日以内に支払わない場合、利用者や家族などが当施設や当施設の職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、またはやむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は、1 ヶ月前までに文書で通知することによりサービス利用契約を終了させていただくことができます。

なお、この場合は契約終了後の予約は無効となります。

6 当施設の運営方針

はなみずきホームは、①高齢者が生活する上で、個人として尊重され、安心して生活できる施設 ②地域の高齢者福祉の拠点として地域に開かれた福祉を実践する施設 ③豊かなふれあいのある施設を基本方針として運営しています。利用になる事により家族の介護負担を少しでも軽減ができるよう援助いたします。また、クラブ活動や機能訓練等の利用により気持ちに張り潤いのある生活がエンジョイできるお手伝いをさせていただきます。

7 当施設利用にあたっての留意事項

＜面会＞

面会はいつでも自由にできます。夜 8 時以降の面会や深夜・早朝の面会は事前に連絡ください。

＜外出＞

利用中に外出される場合は、職員までお知らせ下さい。

＜飲酒＞

飲酒は行事など特別の場合を除いてできません。

＜金銭・貴重品の管理＞

施設では利用中の金銭、貴重品の預かりはしておりませんので、紛失の心配のある金銭や物品は持込されないよう協力をお願いいたします。

＜施設外への受診＞

利用中の医療機関等への受診は家族による付き添い、送迎をお願いいたします。

＜その他＞

不明の点は遠慮なく職員にお尋ねください。

8 非常災害対策

施設は、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設置すると

ともに、非常災害に対して防災計画、避難計画等をたて、職員及び利用者が参加する訓練を定期的の実施いたします。

9 災害時等の事業について

地震等の自然災害や感染症の発生、あるいは発生の恐れがある場合は、安全確保のためにサービスを中止、又は縮小することがあります。

10 サービス内容に関する相談・苦情

① 当施設利用者相談・苦情担当

担当 はなみずきホーム生活相談課

はなみずきホーム介護課

電話 03-3617-8734

② その他の相談窓口

当施設以外に、下記の相談・苦情窓口等でも受付けています。

墨田区 介護保険課 03-5608-6544

墨田区 高齢者福祉課 03-5608-6178

東京都国民健康保険団体連合会苦情相談 03-6238-0177

年 月 日

介護予防短期入所生活介護利用にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 墨田区八広三丁目22番14号

墨田区特別養護老人ホームはなみずきホーム

代表者名 施設長

印

説明者氏名

印

私は、契約書および本書面により、事業者から介護予防短期入所生活介護についての説明を受けました。

利用者

住所

氏名

印

代筆者 (

)

(利用者家族又は代理人)

住所

氏名

印